

警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令

平成13年12月1日
本部訓令甲第10号

〔沿革〕 平成14年3月本部訓令甲第4号、16年3月第8号、18年2月第4号、3月第5号、20年3月第3号、23年2月第2号、4月第6号、24年1月第1号、26年12月第17号、27年5月第8号、29年2月第2号、30年3月第3号改正

(概要)

この規定は、警察官に対する拳銃の配分、貸与及び返納並びに適正な取扱い及び保管管理の徹底を図るため、必要な事項を定めたものである。
